

## 特別試験研究費の額の認定手続に関する要領

令和8年4月28日  
国立研究開発法人土木研究所  
達第11号

### (目的)

第1条この要領は、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「施行規則」という。）第5条の7第20項第1号若しくは第2号又は第20条の2第20項第1号若しくは第2号の規定により国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）が行う特別試験研究費の額の認定に関し、必要な手続を定めるものとする。

### (定義)

第2条この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共同研究協定 研究所が研究所以外の者と共同して行う研究に関する協定であって、国立研究開発法人土木研究所業務方法書（以下「業務方法書」という。）第5条の規定により共同研究協定等を締結するものをいう。
- 二 受託契約 研究所が研究所以外の者から受託する研究に関する契約であって、業務方法書第9条の受託について業務方法書第12条の規定により受託契約を締結するものをいう。
- 三 共同研究 共同研究協定に基づいて行われる研究であって、当該共同研究協定において、当該研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項等が定められているものをいう。
- 四 受託業務 受託契約に基づいて行われる研究であって、当該受託契約において、当該研究に要する費用の額及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項等が定められているものをいう。
- 五 共同研究に要する費用 共同研究協定の相手方が当該共同研究協定に係る共同研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該共同研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）、経費（研究所において当該共同研究を行うために直接に必要となる経費であって、当該共同研究協定に基づいて当該共同研究協定の相手方が負担することとされているものを含む。）及び他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けたものに対して支払う費用をいう。
- 六 受託業務に要する費用 受託契約の相手方が当該受託契約に係る受託業務のために研究所に対して支払う費用をいう。
- 七 試験研究費 租税特別措置法（昭和32年法律26号。以下「法」という。）第10条第

8 項第 1 号又は第 42 条の 4 第 19 項第 1 号に規定する試験研究費をいう。

(特別試験研究費の額)

第 3 条 施行規則第 5 条の 7 第 20 項第 1 号又は第 2 号の規定により共同研究協定又は受託契約の相手方（個人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長（寒地土木研究所においては寒地土木研究所長。以下同じ）が認定する法第 10 条第 8 項第 7 号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

一 当該相手方の各年分の試験研究費の額のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究協定において当該共同研究協定の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額

二 当該相手方の各年分の試験研究費の額のうち受託業務に要した費用の額（当該受託業務に係る受託契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

2 施行規則 第 20 条の 2 第 20 項第 1 号又は第 2 号の規定により共同研究協定又は受託契約の相手方（法人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第 42 条の 4 第 19 項第 10 号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

一 当該相手方の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち共同研究に要した費用の額

二 当該相手方の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち受託業務に要した費用の額

(認定申請書の提出)

第 4 条 前条各項に規定する特別試験研究費の額についての認定を申請しようとする共同研究協定又は受託契約の相手方は、認定申請書二通を理事長に提出するものとする。

2 認定申請書の様式は、共同研究協定又は受託契約の相手方の種別（個人又は法人の区別をいう。）及び共同研究と受託業務との別に応じ、別記様式第 1 及び第 4 とする。

3 認定申請書一通には、次の各号に掲げる研究の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 共同研究 次に掲げる書類

イ 当該申請に係る共同研究のために支出した金額及び積算内訳を記載した書類

ロイに規定する金額を確認することができる必要な領収書、研究日誌等の写し

ハ 当該申請に係る共同研究協定の相手方の当該申請に係る事業年度（当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年分）の試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（当該費用の額に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

ニ 当該申請に係る共同研究のための支出・費用として妥当であることを証明する外部

監査機関の証明書

ホ当該申請に係る共同研究協定に係る書類の写し

二受託業務 次に掲げる書類

イ研究所から提出された研究終了時における当該申請に係る受託業務の報告書（当該受託業務に要した費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

ロ当該申請に係る受託契約に係る書類の写し

4 第1項の規定による認定申請書の提出は、共同研究協定又は受託契約の相手方の事業年度（当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年をいう。）の終了の日の翌日から一月を経過する日までに行われるものとする。ただし、理事長は、認定申請書が遅れて提出された場合において、正当な事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

（認定）

第5条理事長は、前条第1項に規定する認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る共同研究に要した費用の額又は受託業務に要した費用の額が当該申請に係る共同研究協定又は受託契約に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該申請に係る事業年度（個人にあっては、その年分）の特別試験研究費の額を認定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により認定したときは、認定申請書一通に次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した上で、これを認定書として当該認定申請書を提出した共同研究協定又は受託契約の相手方に交付するものとする。

一認定した日

二認定番号

三認定した特別試験研究費の額

（変更の届出）

第6条 前条第2項の規定により認定書の交付を受けた共同研究協定又は受託契約の相手方は、当該認定書に記載された事項又は第4条第3項各号に定める書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出るものとする。

（変更認定書の交付）

第7条理事長は、前条の規定による届出があった場合において、第5条第1項に規定する認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行った上で、これを変更認定書として当該届出をした共同研究協定又は受託契約の相手方に交付するものとする。

(認定の取消し)

第8条理事長は、次の各号に掲げる事実があると認めるときは、第5条第2項又は前条の規定により認定書又は変更認定書の交付を受けた共同研究協定又は受託契約の相手方に対し、その交付した認定書又は変更認定書の返還を求めることができる。

一 第4条第1項に規定する認定申請書又は同条第3項各号に定める書類に虚偽の記載があること。

二 第6条の規定によりなされた届出に虚偽の記載があること。

三 第6条の規定により届出をすべき共同研究協定又は受託契約の相手方において、当該届出がなされなかったこと。

附則

(施行期日)

第1条 この達は、令和8年4月28日から施行する。

特別試験研究費の額の認定申請書 (法人の行う共同研究)

国立研究開発法人土木研究所  
理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の共同研究について、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第1号の規定により特別試験研究費の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同研究の課題
2. 共同研究の実施期間
3. 租税特別措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日
4. 共同研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第1号の規定により、以下の金額を特別試験研究費の額として認定します。

※認定する特別試験研究費の額 \_\_\_\_\_ 円  
※認定者名 \_\_\_\_\_ 印

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、国立研究開発法人土木研究所において記入する。

特別試験研究費の額の認定申請書（法人が委託する受託業務）

国立研究開発法人土木研究所  
理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の受託業務について、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第2号の規定により特別試験研究費の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 受託業務の名称
2. 受託業務の実施期間
3. 租税特別措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日
4. 受託業務に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第2号の規定により、以下の金額を特別試験研究費の額として認定します。

※認定する特別試験研究費の額 \_\_\_\_\_  
※認定者名 \_\_\_\_\_ 印

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、国立研究開発法人土木研究所において記入する。

特別試験研究費の額の認定申請書（個人が行う共同研究）

国立研究開発法人土木研究所  
理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の共同研究について、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第1号の規定により特別試験研究費の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同研究の課題
2. 共同研究の実施期間
3. 租税特別措置法第10条の2第1項の規定の適用を受けようとする年
4. 共同研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第1号の規定により、以下の金額を特別試験研究費の額として認定します。

※認定する特別試験研究費の額 \_\_\_\_\_

※認定者名 \_\_\_\_\_ 印

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、国立研究開発法人土木研究所において記入する。

特別試験研究費の額の認定申請書（個人の委託する受託業務）

国立研究開発法人土木研究所  
理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_ 印

下記の受託業務について、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第2号の規定により特別試験研究費の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 受託業務の名称
2. 受託業務の実施期間
3. 租税特別措置法第10条の2第1項の規定の適用を受けようとする年
4. 受託業務に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第2号の規定により、以下の金額を特別試験研究費の額として認定します。

※認定する特別試験研究費の額 \_\_\_\_\_

※認定者名 \_\_\_\_\_ 印

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2. ※印のある欄は、国立研究開発法人土木研究所において記入する。